

「諸外国における情報通信分野の事業者間紛争処理に関する調査研究」の概要について

資料 4

(1) 各国の電気通信事業者間の紛争処理制度

国・地域	米国		カナダ	英国	仏国	独国	韓国	豪州	日本
	州内通信	州際/国際							
市場環境 (事業者別回線数シェア)	【固定】 ILEC (旧ベル系) : 59% CLEC(新規参入事業者):41%	【移動】 AT&T : 33% Verizon Wireless : 29% Sprint Nextel : 17%	【固定 BB】 ベル・カナダ : 20% ロジャース : 15% ビデオトロン : 15% 【移動】 ロジャース・ワイヤレス : 34% ベル・モビリティ : 28% テラス・モビリティ : 28%	【固定 BB】 BT リテール : 30% Virgin Media : 21% Sky : 18% Talk Talk : 17% 【移動】 Everything Everywhere : 35% O2 : 31% Vodafone : 23%	【固定 BB】 オレンジ : 41% フリー : 23% SFR : 21% 【移動】 オレンジ : 35% SFR : 28% ブイグ・テレコム : 16%	【固定 BB】 ドイツテレコム : 45% 新規参入事業者 : 55% 【移動】 ドイツテレコム : 32% ボーダフォン : 30% E プルス : 21% テレフォニカ O2 : 17%	【固定 BB】 KT : 43% SK ブロードバンド : 15% SK テレコム : 9% LG U+ : 16% 【移動】 SK テレコム : 50% KT : 30% LG U+ : 20%	【固定 BB】 テレストラ : 62% オプタス : 13% iiNet : 11% 【移動】 テレストラ : 48% オプタス : 31% ボーダフォン : 21%	【固定 BB】 NTT 東西 : 54% KDDI : 19% ソフトバンク : 8% 【移動】 NTT ドコモ : 41% KDDI : 26% ソフトバンクモバイル : 23%
紛争処理機関	州公益事業委員会 (PUC)	連邦通信委員会 (FCC)	カナダラジオテレビ電気通信委員会 (CRTC)	情報通信庁 (Ofcom)、OTA2 及び CISAS 等	電子通信・郵便規制機関 (ARCEP)	連邦ネットワーク庁 (BNZa)	放送通信委員会 (KCC)	オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC)	総務省 (電気通信紛争処理委員会)
紛争処理方法	【カリフォルニア州】 調停 裁定	調停 裁定	スタッフ協力による調停 仲裁	Ofcom : 裁定 OTA2 : 仲裁 CISAS 等 : 調停	裁定	調停 (当事者間において長期間にわたる業務上の関係が存在する場合等) 裁定	調停 (当事者間での解決が見込める場合や少額の損害賠償等) 裁定	調停 裁定	あっせん 裁定 仲裁
紛争対象事項	【カリフォルニア州】 ・通信事業者間の紛争 ・通信事業者間の紛争 ・相互接続に関する紛争	・通信事業者間の紛争 ・電柱架設・同料金 ・PUC が措置しなかった州内通信の紛争	・事業者間における双務的な紛争、規模の小さい利害関係者にのみ影響を与える紛争 等	【Ofcom】 ・相互接続等に関する紛争 等 【OTA2】 ・BT の市内網接続に関する紛争 【ADR】 小規模事業者との紛争 等	・相互接続に関する紛争 ・施設共有に関する紛争 等	・相互接続に関する紛争	・設備提供に関する紛争 ・相互接続に関する紛争 ・卸売提供に関する紛争 等	・アクセス義務を課されている事業者 (テレストラ、移動体分野についてオプタス、ボーダフォン・オーストラリア) と通信事業者の間における相互接続等の紛争	・相互接続に関する紛争 ・卸電気通信役員に関する紛争 等
事例件数	非公表	【紛争処理件数】 2010 年 : 3 件 2011 年 : 7 件 2012 年 : 6 件 2013 年 : 9 件	《CRTC 決定による仲裁件数》 2010 年 : 1 件 2011 年 : 1 件 2012 年 : 2 件 2013 年 : 0 件	【Ofcom】 《解決件数》 2010 年 : 10 件 2011 年 : 4 件 2012 年 : 3 件 2013 年 : 8 件 【OTA2】 非公表	《ARCEP 決定による解決件数》 2010 年 : 5 件 2011 年 : 4 件 2012 年 : 0 件 2013 年 : 1 件	《裁定室が裁定した件数》 2010 年 : 50 件 2011 年 : 4 件 2012 年 : 0 件 2013 年 : 11 件	《紛争処理申請件数》 2010 年 : 3 件 2011 年 : 3 件 2012 年 : 1 件 2013 年 : 2 件	《公表された裁定決定の件数》 2010 年 : 8 件 2011 年 : 0 件 2012 年 : 1 件 2013 年 : 0 件	《あっせん、裁定件数》 2010 年度 : 1 件 2011 年度 : 4 件 2012 年度 : 0 件 2013 年度 : 1 件

(2) 各国の放送事業者間の紛争処理制度

国・地域	米国	カナダ	英国	仏国	独国	韓国	豪州	日本
紛争処理機関	連邦通信委員会 (FCC)	カナダラジオテレビ電気通信委員会 (CRTC)	情報通信庁 (Ofcom) OTA-BTS (Office of the Adjudicator - Broadcast Transmission Services)	視聴覚高等評議会 (CSA)	州内の紛争: 州メディア庁 州際の紛争: 州メディア庁連盟 (ALM)	放送通信委員会 (KCC)	オーストラリア競争消費者委員会 (ACCC) 及びオーストラリア商業紛争センター (ACDC)	総務省 (電気通信紛争処理委員会)
紛争処理方法	裁定	スタッフ協力による調停 仲裁	Ofcom: 裁定 OTA-BTS: 仲裁	裁定	紛争プロセスに応じ、調停、 裁定の二段階	調停	調停	あっせん 裁定 仲裁
紛争対象事項	以下に関する紛争。 ・商用ケーブル局の提供条件 ・商用ローカル局の伝送 ・非商用教育放送局の伝送 ・ケーブルテレビ料金 等	・事業者間において双務的な 紛争、規模の小さな利害関係者にのみ影響を与える 紛争 (料金を含む) 等	【Ofcom】 ・放送インフラ網へのアクセスに関する紛争 ・周波数管理に関する紛争 【OTA-BTS】 独占的放送インフラ企業 Arqiva との間における伝送サービス、中継設備等に関する紛争	番組配信契約における料金・技術条件に関する紛争	プラットフォームへのアクセス、料金、放送コンテンツ等	・放送番組の供給および受給と関連した紛争 ・放送及び放送の送出に必要な電気通信設備の利用と関連した紛争 ・放送事業区域と関連した紛争 ・中継放送権等財産権的利害と関連した紛争 等	独占事業者フォクステルが提供する衛星、ケーブルによる放送インフラの利用に関する紛争	ケーブルテレビによる地上波番組の再放送
事例件数	【放送分野にかかる紛争・申し立て処理件数】 2010年: 5件 2011年: 4件 2012年: 12件 2013年: 7件	《CRTC 決定による仲裁件数》 2010年: 1件 2011年: 0件 2012年: 2件 2013年: 0件	事例なし	《CSA 裁定件数》 2010年: 2件 2011年: 0件 2012年: 0件 2013年: 1件	不明	《KCC での放送紛争受付件数》 2010年: 5件 2011年: 2件 2012年: 5件 2013年: 2件	非公表	《あっせん、裁定件数》 2011年度: 3件 2012年度: 0件 2013年度: 3件

(3) 電気通信及び放送事業者間の紛争処理事例：抜粋一覧

●：申立人（紛争処理申請者）★：相手方（紛争対象者）

通信			放送	
銅線網	光ファイバ網	移動体通信網	地上放送の再放送	有料コンテンツ
<p> 【英国】</p> <p>審理開始：2013/01/10 決定：2013/08/15</p> <p>事例 メタル接続回線の公正な条件での提供について</p> <p>紛争当事者 ●TalkTalk（ISP） ★BT（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 TalkTalkは、BTの市内回線卸売部門であるOpenreachがメタル接続回線を含むローカルループアンバンドリングの卸売サービスを公正な条件で提供していない（サービス提供開始が遅い）と主張し、紛争処理を申請。OfcomはBTの主張を認める裁定。</p>			<p> 【フランス】</p> <p>審理開始：2010/07/23 決定：2010/11/16</p> <p>事例 光ファイバ回線の回線共有料金設定について</p> <p>紛争当事者 ●ブイグテレコム（競争事業者） ★フランステレコム[FT]（既存事業者、現オレンジ）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 ブイグは、FTとの光ファイバ加入者回線の共有契約交渉において、FTが十分に情報開示をせず、接続料金も妥当な水準ないと紛争処理を申請。ARCEPは、FTに実際の投資及び費用の負担を反映した接続料金設定を行うべきと裁定。</p>	
<p> 【英国】</p> <p>審理開始：2012/02/14 決定：2013/08/15</p> <p>事例 既存事業者の標準相互接続協定について</p> <p>紛争当事者 ●EE（移動体事業者） ★BT（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 EEは、BTの標準相互接続協定（SIA）は、BTによる料金変更は移動体通信事業者の同意を必要としないのに対し、移動体通信事業者の料金変更はBTの同意を必要とするのは不公平であるとし、紛争処理を申請。OfcomはBTの影響等を考慮した上、効率性の観点からSIAは不公平な協定ではないと裁定。</p>			<p> 【フランス】</p> <p>審理開始：2009/06/10 決定：2009/12/17</p> <p>事例 地上デジタル放送の再送信におけるチャンネル番号について</p> <p>紛争当事者 ●BMF TV（地上放送事業者） ★Canal+ Distribution（衛星放送事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 BMF TVは、Canal+の衛星プラットフォームで提供されている自社の放送番組について、再送信とオプションチャンネル（テーマ別放送）の双方で、チャンネル番号の順番が地上放送での順番に準拠するという原則に反した割当となっていると紛争処理を申請。CSAは、地上放送の再送信チャンネルは割当られた番号の順番を順守すべきと決定。他方、オプションチャンネルにはその必要なしと裁定。</p>	
<p> 【ドイツ】</p> <p>審理開始：2012/11/21 決定：2013/03/18</p> <p>事例 ODR Technologie Serviceによる、ドイツテレコムの加入者回線網へのアクセスについて</p> <p>紛争当事者 ●ODR Technologie Service（ISP） ★ドイツテレコム（既存事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 ODRは、DTがその所有するストリートキャビネットへの接続について、高密度化を図りスペースを確保するか、大型のキャビネットに取り換えるかなど、ODRにとってコスト負担増となる方法で新たな契約を結ぶことを要求したことから、紛争処理を申請。BNetzAは条件付きで従来の接続方法を認める裁定。</p>			<p> 【韓国】</p> <p>審理開始：— 決定：2011/06</p> <p>事例 地上放送事業者による、衛星放送への再放送の中断について</p> <p>紛争当事者 ●KT SkyLife（衛星放送事業者） ★SBS（地上放送事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 KT SkyLifeは、SBSが再放送料金交渉の不調を理由に、首都圏でのKT SkyLife向け地上HDの再放送を中断したことについて紛争調停を申請。KCCの決定前に両者が合意し再放送再開。</p>	
			<p> 【米国】</p> <p>申立日：2010/07/05 決定：2012/07/24</p> <p>事例 ケーブルテレビにおける専門チャンネル配信の差別的取り扱いについて</p> <p>紛争当事者 ●テニス・チャンネル（放送チャンネル） ★コムキャスト（CATV事業者）</p> <p>紛争の主旨及び決定内容 テニスチャンネルは、コムキャスト傘下のゴルフチャンネルが追加料金なしで視聴可能である一方、非傘下のチャンネルには視聴に追加料金が必要なことが差別的取り扱いであるとしてFCCに紛争処理を申請。FCCはテニスチャンネルの主張を認め、コムキャストに是正措置を求め、罰金を科すことを裁定。</p>	